

既存マンションの

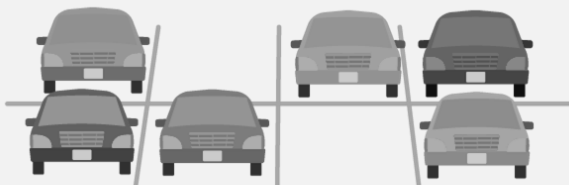
駐車台数を見直す制度

があります！

「世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例」改正（令和6年6月1日施行）により、規定の駐車施設の一部を、宅配便等の一時利用空間を設けることで、太陽光発電施設、電気自動車用充電施設等に変更することが可能となりました。ぜひご相談ください。



駐車場の
空きスペースを有効活用したい！



駐車場を以下に代替可能です

必須

一時利用空間

宅配便等の一時利用の
ための空間

1台分



組合
せ可



●再生可能エネルギー利用施設

太陽光発電施設（太陽光パネル）、
電気自動車充電施設など

●環境空地等

住環境を向上させる施設等
・環境空地、緑地
・その他区長が認めるもの



再生可能
エネルギー施設



環境空地等



適用範囲

対象規定

- 世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例（以下「住環境条例」）の附置駐車台数
- 集合住宅指導要綱の附置駐車台数

規定 対象外

- 東京都駐車場条例に定められた駐車台数
- 他条例の規定により設けられた車椅子利用者駐車施設

代替項目

指定建築物	規模	代替内容
集合住宅等 建築物	40㎡以上の住戸が20戸以上の共同住宅	1. 一時利用空間※1 ・福祉サービス、宅配便等の一時的な利用のために利用する空間 ・幅2.5m以上、奥行6m以上、高さ3.2m以上 
ワンルーム マンション	●用途地域が住居系・準工業地域の場合	+ 2. 再生可能エネルギー施設※2 ・太陽光発電施設、電気自動車用充電施設、その他再生可能エネルギー利用施設 
	●用途地域が商業系地域の場合	
	40㎡未満の住戸が15戸以上の共同住宅	
		3. 環境空地等※2 ・住環境を向上させる施設等※3 

※1：1台分に代替可能。

※2：住環境条例施行規則別表3の規定により算出した数値から一時利用空間1を減じた数値の2分の1以下の台数に代替可能。なお、2と3はあわせて適用可能。

※3：住環境条例第18条に定める数値を超える環境空地又は緑地、その他区長が認めるもの。



例えば、
既存駐車場11台の場合、

- 1台を一時利用空間にするケースや、
- 1台を一時利用空間、残り10台の内、再生可能エネルギー施設や環境空地等にそれぞれ2分の1を上限として代替可能です。端数は切り捨てとなります。

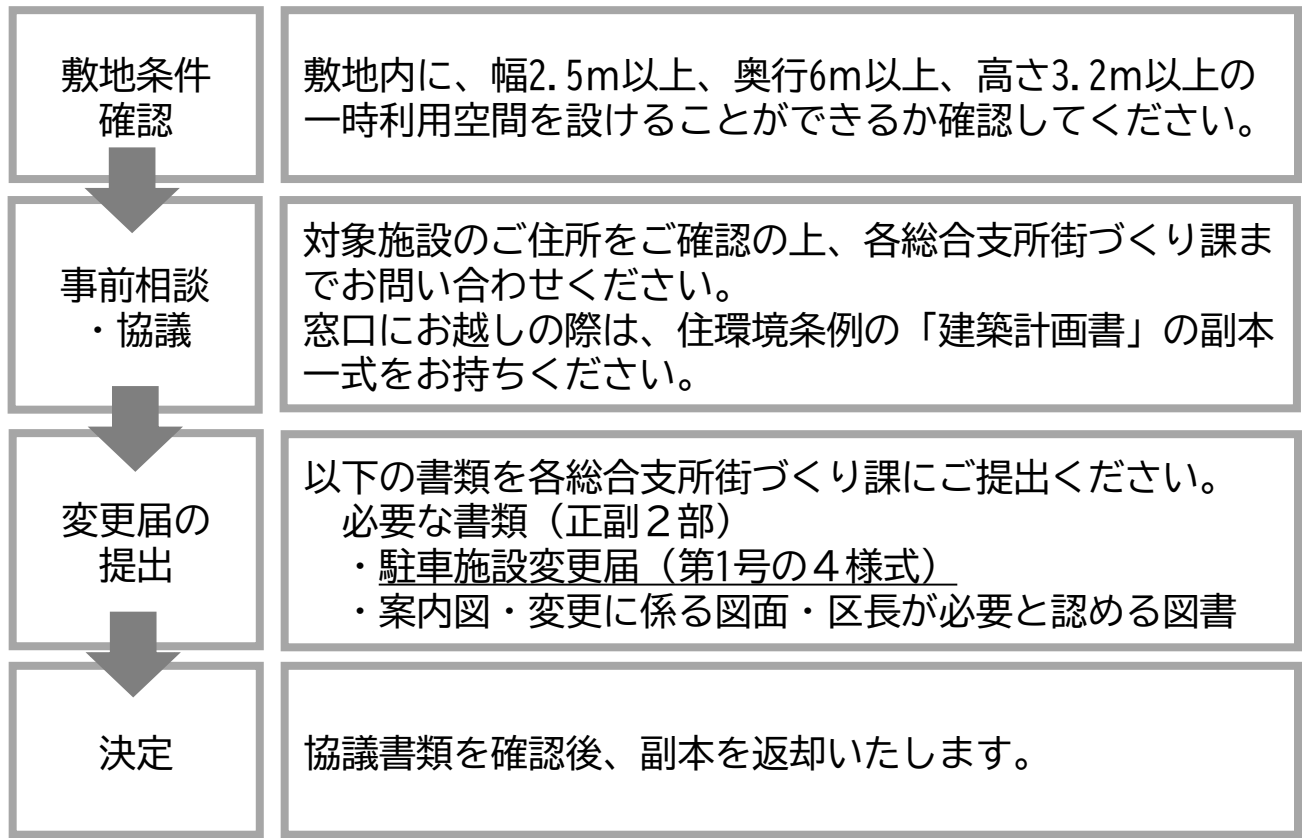


よくある質問



質問	回答	
どのような手続きが必要ですか？	まずは、事前協議をお願いいたします。 対象施設の住環境条例の「建築計画書」の副本をお持ちの上、各総合支所街づくり課までご連絡ください。 届出が可能となりましたら、駐車施設変更届（第1号の4様式）に以下の協議書類を添えて届出してください。 （1）案内図 （2）変更に係る図面 （3）区長が必要と認める図書 協議が終わりましたら副本を返却いたします。	
何台減らせるか、確認したいのですが。	集合住宅指導要綱と住環境条例で取り扱いが異なる場合がございます。対象施設の「建築計画書」の副本をお持ちの上、各総合支所街づくり課までご連絡ください。	
副本が見当たりません。	建物の竣工した時期を担当にお伝えください。当時の基準を確認の上、台数の算定をいたします。 なお、副本がない場合、条件を整理するための時間を要する場合がございます。	
車椅子使用者用駐車施設は制度の対象になりますか？	車椅子使用者用駐車施設は他の条例の附置義務により設置されている場合があります。 その際は、制度の対象外です。 また、物件ごとに条件が異なりますので、設計時の駐車施設の規定などを確認し、図面等をご用意の上、ご相談ください。	
空地がなく、一時利用空間を設ける場所がありません。	駐車台数の代替えにつきましては、一時利用空間を設けることが必要となります。 スペースの形状につきましては窓口でご相談ください。	
既存で荷捌き駐車場がある場合は、どういう扱いになるの？	既存の荷捌き駐車施設がある場合は、一般駐車場の1台分に代替え可能です。	
環境空地や緑地の大きさは？	環境空地や緑地は、住環境条例第18条に定める数値を超える面積が必要です。 詳しくは各総合支所街づくり課にお問い合わせまたは区のホームページをご確認ください。	
駐車場の附置義務がある条例は、どのようなものがあるの？	●東京都駐車場条例で、一定規模以上の建物に駐車施設の附置義務がございます。	
	●世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例で、駐車施設のうち1台以上を車椅子使用者用駐車施設とする規定がございます。	

手続きフロー



お問い合わせ窓口

※対象地によりお問い合わせ先が異なりますのでご注意ください。
※ご相談の際は、副本をお持ちになるとスムーズです。
※条例の詳細は、右側のQRコードよりホームページをご確認ください。



世田谷総合支所街づくり課	03-5432-2870	池尻（4丁目一部を除く）・上馬・経堂・駒沢（1、2丁目）桜・桜丘・三軒茶屋・下馬・世田谷・太子堂・弦巻・野沢・三宿・宮坂・若林
北沢総合支所街づくり課	03-5478-8076	赤堤・梅丘・大原・北沢・豪徳寺・桜上水・代沢・代田・羽根木・松原・池尻（4丁目一部のみ）
玉川総合支所街づくり課	03-3702-4573	奥沢・尾山台・上野毛・上用賀・駒沢（3～5丁目）・駒沢公園・桜新町・新町・瀬田・玉川・玉川台・玉川田園調布・玉堤・等々力・中町・野毛・東玉川・深沢・用賀
砧総合支所街づくり課	03-3482-1398	宇奈根・大蔵・岡本・鎌田・喜多見・砧・砧公園・成城・祖師谷・千歳台・船橋
烏山総合支所街づくり課	03-3326-9618	粕谷・上北沢・上祖師谷・北烏山・給田・八幡山・南烏山

